

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延していることは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも国の責めに帰すべき事由によるものであるということが確認されており、国の法的責任は明確になっている。

現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されている。

また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日多くの方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国に対し、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による障害者手帳の認定基準を患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月25日

東海市議会議長 早川直久